

## 奈良県告示第五百九十三号

平成二十年十一月奈良県告示第三百三十号（建築士法第十五条第一号及び第二号と同等以上の知識及び技能を有すると知事が認める者を定める告示）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一中「卒業した後」の下に「（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加え、一の表(あ)欄中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削り、同表備考中「昭和三十一年文部省令第二十八号）」の下に「又は専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）」を、「昭和五十年文部省令第二十一号）」の下に「又は専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）」を加える。